

長期優良住宅の普及の促進に関する法律に係る認定手数料等について（概要）

1. 認定制度の概要

長期にわたり良好な状態で使用するための措置が講じられた優良な住宅である「長期優良住宅」について、その建築及び維持保全に関する計画（長期優良住宅建築等計画）を認定する制度の創設を柱とする「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」が平成21年6月4日から施行されました。

長期優良住宅の建築・維持保全をしようとする者は、当該計画を作成し所管行政庁^{*1}に対して認定申請を行うこととされており、栃木県では平成21年3月に県手数料条例へ当該認定申請に伴う手数料を追加しました。

* 平成27年4月1日から住宅性能評価書を提出した場合の手数料を変更しました。

2. 認定申請手数料

(1) 住宅の建築と維持保全を自ら行う場合（法第5条第1項）又は分譲事業者が譲受人を決定していない場合（法第5条第3項）

◆ 長期優良住宅建築等計画の認定審査手数料（平成27年4月1日受付分から適用）

| 用途 | 戸数 ^{*1} | ①適合証を提出した場合 | ①以外 | |
|-------|------------------|-------------|-------------------------------|------------|
| | | | ②住宅性能評価書を提出した場合 ^{*2} | ③：②以外 |
| 戸建住宅 | | 18,000円 | 19,000円 | 63,360円 |
| 共同住宅等 | 1戸～ 5戸 | 35,000円 | 57,000円 | 157,040円 |
| | 6戸～ 10戸 | 57,000円 | 92,000円 | 252,480円 |
| | 11戸～ 30戸 | 100,000円 | 174,000円 | 505,000円 |
| | 31戸～ 50戸 | 177,000円 | 302,000円 | 909,240円 |
| | 51戸～ 100戸 | 306,000円 | 477,000円 | 1,562,040円 |
| | 101戸～ 200戸 | 563,000円 | 874,000円 | 2,888,240円 |
| | 200戸超 | 790,000円 | 1,204,000円 | 4,129,360円 |

※1 注意：共同住宅等の場合の戸数は、認定を申請する戸数ではなく、認定を申請する建築物全体の戸数となります。

※2 注意：長期使用構造等とするための措置及び維持保全の方法の基準（平成21年国土交通省告示209号）において、適合することとされている評価方法基準の等級以上のものに限る（耐震性を限界耐力計算、免震建築物により評価を受けたものを除く。）。

(2) 譲受人と分譲事業者が共同で申請する場合（法第5条第2項）

(1)で算出した手数料の金額を、認定を申請する住宅戸数で除して得た金額（その金額に10円未満の端数がある場合には、その端数を切り捨てた金額）となります。

(3) 認定を受けた計画の変更に係る手数料

| 用途 | 戸数 | ①適合証を提出した場合 | ①以外 | |
|-------|-----------|-------------|-----------------|------------|
| | | | ②住宅性能評価書を提出した場合 | ③：②以外 |
| 戸建住宅 | | 9,000円 | 9,500円 | 31,680円 |
| 共同住宅等 | 1戸～5戸 | 17,500円 | 28,500円 | 78,520円 |
| | 6戸～10戸 | 28,500円 | 46,000円 | 126,240円 |
| | 11戸～30戸 | 50,000円 | 87,000円 | 252,500円 |
| | 31戸～50戸 | 88,500円 | 151,000円 | 454,620円 |
| | 51戸～100戸 | 153,000円 | 238,500円 | 781,020円 |
| | 101戸～200戸 | 281,500円 | 437,000円 | 1,444,120円 |
| | 200戸超 | 395,000円 | 602,000円 | 2,064,680円 |

(4) 認定申請に併せて建築基準法への適合審査を申し出る場合

(1)～(3)の認定審査手数料に、建築基準法への適合審査を申し出た建築物の「床面積の合計」に応じて、下表の①欄の額を合算した額

ただし、構造計算の適合性審査を要する場合には、「大臣認定プログラムの使用の有無」に応じて下表の③欄の額を合算した額

3. 問合せ先・申請先

| 事務所名 | 担当 | 所在地 | 電話番号 | 管内市町村 |
|----------|--------|------------------------------|--------------|------------------------------|
| 宇都宮土木事務所 | 建築指導担当 | 〒321-0974 宇都宮市竹林町 1030-2 | 028-626-3139 | ・那須烏山市・上三川町 ・高根沢町・那珂川町 |
| 真岡土木事務所 | 建築指導担当 | 〒321-4305 真岡市荒町 1171-4 | 0285-83-8308 | ・真岡市・益子町 ・茂木町・市貝町 ・芳賀町 |
| 栃木土木事務所 | 建築指導担当 | 〒328-8504 栃木市神田町 6-6 | 0282-23-3748 | ・下野市・壬生町 ・野木町 |
| 大田原土木事務所 | 建築指導担当 | 〒324-8765 大田原市紫塚 2-2564-1 | 0287-23-6615 | ・矢板市・さくら市 ・塩谷町・那須町 |